くらし

母子家庭等自立支援給付金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため講習を受講する場合や、養成機関で修業する場合などに、給付金が支給されます。

※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方はご相談ください。

▼対象者／ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

※末子の年齢が20歳未満

※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。

【自立支援教育訓練給付金】

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座の受講を修了した方に支給されます。

▼支給額／

①一般教育訓練・特定一般教育訓練対象講座を受講する場合：対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）

※雇用保険制度で一般教育訓練給付金を受ける場合は、雇用保険制度での給付金との差額

②専門実践教育訓練対象講座を受講する場合：対象講座の受講料の6割相当額（上限40万円、下限1万2千円。2年以上受講する場合は、受講年数×40万円、上限160万円）

【高等職業訓練促進給付金】

就職に必要な資格を取得するために、1年以上養成講座で修業する方に支給されます。

▼対象資格／看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など

▼支給期間／修業期間の全期間（上限48か月）

※修業期間は、対象資格の取得のために必要な最小限度の期間とします。

※修業期間の途中で申請された場合は、修業当初からのさかのぼり支給はできません。

▼支給額／

・市民税非課税世帯　月額10万円

・市民税課税世帯　月額7万500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月は4万円の加算があります。

高等職業訓練促進給付金を受給している方を対象に、入学準備金（上限50万円）や就職準備金（上限20万円）の貸付制度もあります。

この貸付金は、取得した資格を活かして一定期間修業を続け、支給要件を満たした場合に、償還が免除されます。

住宅支援資金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

母子・父子家庭自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、入居している住宅の家賃の一部を無利子で貸し付ける制度があります。

▼対象者／次の①と②の両方に該当する方

①児童扶養手当の支給を受けている方

②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

▼貸付額／月額上限4万円

▼貸付期間／12か月

※この給付金には、償還免除の制度があります。

【貸付実施機関】

愛知県母子寡婦福祉連合会

愛知母子・父子福祉センター

ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親家庭の父または母および児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して対象講座を受講する場合に、給付金が支給されます。

※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方はご相談ください。

▼対象者／ひとり親家庭の父または母および児童で、父または母が児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

※末子の年齢が20歳未満

※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる方は対象となりません。

▼支給額／※通信制の場合

・受講開始時給付金：対象講座の受講料の4割相当額（上限10万円、下限4千円）

・受講修了時給付金：対象講座の受講料の5割相当額から受講開始時給付金の支給額を差し引いた額（受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円、下限4千円）

・合格時給付金：対象講座の受講料の1割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金を合わせて上限15万円）

※通学または通学・通信制併用の場合は上限額が変わりますので、お問い合わせください。

「愛知県最低賃金」が、10月1日から時間額1,027円に改正されました

問 津島労働基準監督署 ☎(26)4155

愛知県内の事業所で働く常用、臨時、派遣、パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

詳しくは、津島労働基準監督署にお問い合わせください。